

告 示

埼玉県告示第八百十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二二―二四―四号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市南蓮沼字下沼二百八十七番十外二十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千三十六・〇九立方メートル